# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
4	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江田島市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

広島県江田島市長

#### 公表日

令和2年4月24日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に関する事務				
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適正な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 ② 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 ③ 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 ④第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 ⑤ 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明証に関する事務 ⑤ 療養費、高額療養費及び高額介護加算療養費の支給に関する事務 ⑥ 用産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 ⑥ 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 ⑥ 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 ⑥ 一時指止めに関する事務 《 インライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。				
③システムの名称	て医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。  国民健康保険資格システム、給付・高額療養費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
国民健康保険資格情報ファイル	ル、給付・高額療養費情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1,2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3				
	(情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2				
	(オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項				

5. 評価実施機関における担当部署								
①部署	福祉保健部保健医療課							
②所属長の役職名	保健医療課長							
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市総務部総務課(0823)43-1111							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ								
連絡先	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市福祉保健部保健医療課(0823)43-1639							

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託		[ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	内部監査     [  ]外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている					

#### 変更簡所

変更箇所									
項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明					
評価実施機関における担当 部署	福祉保健部保健医療課 保健医療課長 坂上 晶子	福祉保健部医療介護保険課 医療介護保険課長 大野 真理	事後						
特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	郵便番号737-2295 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島 市福祉保健部保健医療課 (0823)40-3247	郵便番号737-2213 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島 市福祉保健部医療介護保険課 (0823)40- 3247	事後						
特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	郵便番号737-2392 広島県江田島市能美町中町4859番地9 江田 島市総務部総務課 (0823)40-2211	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島 市総務部総務課 (0823)43-1111	事後						
特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島 市福祉保健部医療介護保険課 (0823)40-	広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島 市福祉保健部医療介護保険課 (0823)43- 1639	事後						
特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	新使备号/37-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島 市福祉保健部医療介護保険課 (0823)43- 1639	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島 市福祉保健部保健医療課 (0823)43-1639	事後						
評価実施機関における担当 部署	福祉保健部医療介護保険課 医療介護保険課長 大野 真理	福祉保健部保健医療課 保健医療課長 大野 真理	事後						
評価実施機関における担当 部署	福祉保健部保健医療課 保健医療課長 大野 真理	福祉保健部保健医療課 保健医療課長	事後						
リスク対策		各項目を追加	事後						
I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に実施のため、国民健康保険に関する事務の適正な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務。②世界主等変更の届出の受理及び確認に関する事務。③被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務。④常認に関する事務。年初年の管理と、認定証の交付等の事務を表し、結構を表し、経過では、経過である。自然を表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適正な実施のため、国民健康保険法及びの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(略)  <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格健歴管理事務、機関別で導備業務」という。)> ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会の資格情報を利用するために、国保連合会の資格情報を利用するために、国保連合会が、当時では、日本の資格情報を利用するために、国保連合会が、当時では、日本の資格情報を利用するために、最後に、日本の資格情報を利用するために、最後の音楽を提出し、国保連合会を経由し、国保連合会を経由し、国保連合会を経由し、国保連合会を経由との資格情報を利用するために、機能者の資格情報を利用するために、報告の資格情報を利用するために、会議を制度を利用で、会議を開発を利用するために、報告を制度の資格情報を利用するために、特報提供等記録開から、「報報と手組付ける表別、「報報と手報の資格情報を利用して、当市から過に、情報提供等記録開入符号の取得並びに組織付けるために機能の符号の取得並びに組付け情報の提供を行う。	事後	法改正による記載の追加					
I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム、給付・高額療養費 システム、中間サーバー、団体内統合宛名シス テム	国民健康保険資格システム、給付・高額療養費 システム、中間サーバー、団体内統合宛名シス テム、国保総合システム、国保情報集約システ ム	事後	記載の修正					
I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2 項	事後	法改正による記載の追加					
I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1, 2、3、 4、5, 9、12、15、17、22、26、27、30、3 3、39、42、46、58、62、78、80、87、93、 97、106、120の項 (情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、4 4、45の項	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1,2、3、 4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、3 3、39、42、46、58、62、78、80、87、93、 97、106、120の項 (情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、4 4、45の項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携 のためではなくオンライン資格確認の準備とし て機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2 項	事後	法改正による記載の追加					
Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後						
II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後						
	評価実施機関における担当 評価実施機関における担当 特定個人情報ファイルの取扱 かに関する間を関する間を関する間を関する世界 特別に関する間を関するでは、 特別に関するでは、 特別に関するでは、 特別に関するでは、 特別には、 はのでは、 はいいいは、 はいいは、 はいいはいいは、 はいいは、 はいいは、 はいいは、 はいいは、 はいいは、 はいいは、 はいは、 はいいは、 はいは、 はいいは、 はいは、 はいは、 はいいは、 はいいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいはいはいは、 はいは	操画実施機関における担当 福祉保健部保健医療課長 坂上 晶子 総理の	福祉実施機関における担当 保証を確定を設定 立上 品子 に関する所含という。	報道を開始を対している。					

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月24日		国民健康保険資格システム、給付・高額療養費 システム、中間サーバー、団体内統合宛名シス テム、国保総合システム、国保情報集約システ ム		事後	法改正による記載の追加
令和2年4月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1,2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、3、3、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、120の項 (情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条 の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条 の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第3 3条、第43条、第44条、第46条、第49条、第	事後	法改正による記載の追加
					_